

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第1編 序章 第1節 P 1	第1編 総則編 序章 防災ビジョン 第1節 災害からの教訓 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	第1編 総則編 序章 防災ビジョン 第1節 災害からの教訓 <p style="color: red; text-decoration: underline;">この計画においては、本市の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得る災害を想定して防災対策を推進するものとする。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。</p>	【府計画 P2】（総則 第1節） 第3 災害想定 この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。 （略）
第1編 序章 第1節 2. P 1	2. 風水害 （略） 本市は、「『大雨災害』に備えた避難行動・対策について」（平成22年10月 大阪府危機管理室・河川室）を踏まえて、地域の特性に応じた避難体制を整備するとともに、 <hr/> <hr/> 避難行動要支援者の安否確認体制及び避難支援体制の構築を進めていく。 <p style="color: red; text-decoration: underline;">また、豪雨が降り続く状況下では、防災行政無線や広報車での避難指示等の伝達は市民に届きにくいいため、自主防災組織、自治会組織等と連携して個別伝達を図ることを重視する。</p>	2. 風水害 （略） 本市は、「『大雨災害』に備えた避難行動・対策について」（平成22年10月 大阪府危機管理室・河川室）を踏まえて、地域の特性に応じた避難体制を整備するとともに、 <u style="color: red; text-decoration: underline;">躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。また、</u> 避難行動要支援者の安否確認体制及び避難支援体制の構築を進めていく。 <p style="color: red; text-decoration: underline;">なお、豪雨が降り続く状況下では、防災行政無線や広報車での避難指示等の伝達は市民に届きにくいいため、自主防災組織、自治会組織等と連携して個別伝達を図ることを重視する。</p>	【府計画 P216】（災害応急 第4章 第1節） 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 2 実施者 (1) 緊急安全確保、避難指示 ア 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。（略）また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第1編 序章 第4節 1. P 3-4	第4節 市民、事業者の責務 1. 市民の責務 自助、共助の理念に基づき、市民は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。 （略） (2)災害への備え ・家屋の耐震化_____、家具等の転倒・落下防止 （略）	第4節 市民、事業者の責務 1. 市民の責務 自助、共助の理念に基づき、市民は、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。 （略） (2)災害への備え ・家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止 （略）	【府計画 P23】 （総則 第4節） 第1 住民の基本的責務 住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。 （略） 2 災害への備え (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止 （略）
第1編 序章 第4節 2. P 4	2. 事業者の責務 (2)災害への備え ・事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備 ・事業所_の耐震化_____、設備等の転倒・落下防止 （略）	2. 事業者の責務 (2)災害への備え ・事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備 ・事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止 （略）	【府計画 P24】 （総則 第4節） 第2 事業者の基本的責務 2 災害への備え (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備 (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止 （略）
第1編 第1章 第2節 3. P 6	第1章 目的 第2節 計画の位置づけと構成 この計画は、市域に係る防災に関する総合的かつ基本的な計画であると位置付け、以下の通り5編構成とする。 （略） 3. 第3編 災害応急対策編 災害発生直後_____から応急復旧に至る人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保等、主として市災害対策本部及び関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。	第1章 目的 第2節 計画の位置づけと構成 この計画は、市域に係る防災に関する総合的かつ基本的な計画であると位置づけ、以下の通り5編構成とする。 （略） 3. 第3編 災害応急対策編 災害発生直後又は発生するおそれがある場合から応急復旧に至る人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保等、主として市災害対策本部及び関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。	【府計画 P2】 （総則 第1節） 第2 計画の構成 この計画は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第1編 第2章 第1節 P 8	<p>第2章 計画の運用</p> <p>第1節 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、岸和田市防災会議に諮り修正するものとする。また、<u>計画策定への</u> <u>高齢者や障害者、女性、ボランティア団体</u> 等、多様な主体の参画促進に努める。</p>	<p>第2章 計画の運用</p> <p>第1節 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、岸和田市防災会議に諮り修正するものとする。また、<u>男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、</u><u>ボランティア団体</u> 等、多様な主体の参画促進に努める。</p>	<p>【府計画 P25】（総則 第5節） 第5節 計画の修正</p> <p>市町村防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。</p>
第1編 第3章 第1節 P 9	<p>第3章 計画の前提条件</p> <p>第1節 市域の概況</p> <p>(3)防災に係る地域指定等</p> <p>③洪水に係る区域</p> <p>大雨による河川・水路の氾濫については、地域への影響の大きい府管理河川の「牛滝川」「春木川」「津田川」の浸水想定区域が府により指定、<u>公表されており、市</u> は浸水想定区域をハザードマップとして市民に公表している。ため池については、府より公共に及ぼす影響の程度を考慮して、水防ため池が定められている。</p>	<p>第3章 計画の前提条件</p> <p>第1節 市域の概況</p> <p>(3)防災に係る地域指定等</p> <p>③洪水に係る区域</p> <p>大雨による河川・水路の氾濫については、地域への影響の大きい府管理河川の「牛滝川」「春木川」「津田川」の浸水想定区域が府により指定<u>され、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等が</u>公表されており、市は浸水想定区域をハザードマップとして市民に公表している。ため池については、府より公共に及ぼす影響の程度を考慮して、水防ため池が定められている。</p>	<p>【府計画 P126】（災害予防 第3章 第4節） 第4節 水害予防対策の推進 第4 水害減災対策 1 洪水予報及び水防警報等 (5) 浸水想定区域の指定・公表</p> <p>イ 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。</p>
第1編 第3章 第2節 P 13	<p>第2節 被害想定</p> <p>第1 地震被害の想定</p> <p>表3-1 岸和田市における被害の想定（府実施）</p> <p>南海トラフ巨大地震</p> <p>死者 <u>1,911人</u></p> <p>負傷者 <u>3,106人</u></p> <p>罹災者数 <u>33,386人</u></p>	<p>第2節 被害想定</p> <p>第1 地震被害の想定</p> <p>表3-1 岸和田市における被害の想定（府実施）</p> <p>南海トラフ巨大地震</p> <p>死者 <u>1,908人</u></p> <p>負傷者 <u>2,938人</u></p> <p>罹災者数 <u>33,385人</u></p>	<p>【本市独自】</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第1編 第4章 P18	第4章 防災関係機関一覧 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 100%;"> 公共的団体等、 その他防災上重要な施設 （略） ●防災福祉コミュニティ協議会 ●泉赤十字特別救護隊 ●いずみの農業協同組合 （略） </div>	第4章 防災関係機関一覧 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 100%;"> 公共的団体等、 その他防災上重要な施設 （略） ●防災福祉コミュニティ協議会 ●いずみの農業協同組合 （略） </div>	【本市独自】
第2編 第1章 第1節 1. P 19	第2編 災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市の防災機能の強化 1. 基本的考え方 （略） <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> （略）	第2編 災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市の防災機能の強化 1. 基本的考え方 （略） <u>市及び府は、災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u> （略）	【府計画P100】（災害予防 第3章 第1節） 第1節 都市防災機能の強化 （略） また、府及び市町村は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第1章 第1節 2. P 23	<p>2. 業務内容</p> <p>⑦災害発生時の廃棄物処理体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等 <p>市は、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示すよう努める。また、災害廃棄物等からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えたモニタリング体制の整備に努める。</p> <p><u>合わせて</u>、周辺市町村等との協力体制の整備に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報_____</p> <p>_____</p> <p>_____に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>⑦災害発生時の廃棄物処理体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等 <p>市は、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示すよう努める。また、災害廃棄物等からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えたモニタリング体制の整備に努める。</p> <p><u>さらに</u>、周辺市町村等との協力体制の整備に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報、<u>災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取り組み等</u>に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。</p>	<p>【府計画 P107】（災害予防 第3章 第1節）</p> <p>第7 ライフライン災害予防対策</p> <p>9 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）（略）</p> <p>(5) 府又は市町村は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p>
第2編 第1章 第2節 2. P 24	<p>第2節 建築物の安全性の確保</p> <p>2. 業務内容</p> <p>②建築物の安全性に関する指導等</p> <p>市（特定行政庁）は、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者 <u>または</u> 管理者に、耐震診断や耐震改修の指導・助言、指示等を今後も行い、進行管理を引き続き <u>おこなう</u>。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第2節 建築物の安全性の確保</p> <p>2. 業務内容</p> <p>②建築物の安全性に関する指導等</p> <p>市（特定行政庁）は、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者 <u>又は</u> 管理者に、耐震診断や耐震改修の指導・助言、指示等を今後も行い、進行管理を引き続き <u>行う</u> _____。</p> <p><u>また、市、府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</u></p>	<p>【府計画 P103】（災害予防 第3章 第1節）</p> <p>第4 建築物の安全性に関する指導等</p> <p>3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導</p> <p>府、市町村及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第1章 第2節 2. P 24	③宅地安全対策 （略） 市は、軟弱地盤、液状化を起こしやすい地盤、山地や丘陵地、埋立地等の地盤が悪い箇所に建つ木造住宅等は、既存リーフレット等を活用して安全点検等と呼びかける。また、大規模盛土造成地の位置や規模、液状化の危険性を示した、大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成・公表に努めるとともに、 <u>宅地防災上の安全性が低いものについては安全対策を講ずるよう啓発する</u> 。	③宅地安全対策 （略） 市は、軟弱地盤、液状化を起こしやすい地盤、山地や丘陵地、埋立地等の地盤が悪い箇所に建つ木造住宅等は、既存リーフレット等を活用して安全点検等と呼びかける。また、大規模盛土造成地の位置や規模、液状化の危険性を示した、大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成・公表に努めるとともに、 <u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</u>	【府計画 P134】（災害予防 第3章 第6節） 第7 宅地造成及び盛土等対策 5 府および市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
第2編 第1章 第2節 2. P 24-25	_____ _____ _____ ④文化財対策	④空き家等の対策 <u>市は、平常時から空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。</u> ⑤文化財対策	【府計画 P103】（災害予防 第3章 第1節） 第5 空き家等の対策 市町村は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。
第2編 第1章 第3節 3. P 27	第3節 南海トラフ地震による津波被害防止対策の推進 3. 業務内容 ④防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 _____ _____ _____ _____ _____ _____	第3節 南海トラフ地震による津波被害防止対策の推進 3. 業務内容 ④防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 <u>市は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、府と連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施する。また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。</u>	【府計画 P117】（災害予防 第3章 第3節） 第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策 府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。また、府および市町村は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第1章 第3節 3. P 27	（市民等に対する周知と啓発） 市は、津波によって浸水が予想される地域について、府が示している浸水予測図に基づく、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップにより、市民等に対し周知を図る。 津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、避難行動に関する知識、津波の特性に関する情報、津波に関する想定・予測及びその不確実性等を広く市民等に啓発する。	（市民等に対する周知と啓発） 市は、津波によって浸水が予想される地域について、府が示している浸水予測図に基づく、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップにより、市民等に対し周知を図る。 津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、避難行動に関する知識、津波の特性に関する情報、津波に関する想定・予測及びその不確実性等を広く市民等に啓発する。 <u>また、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）の周知に努める。</u>	【府計画 P119】（災害予防 第3章 第3節） 第4 津波・高潮ステーション 1 津波に対する知識の普及・啓発 (3) 住民等への普及・啓発 オ 府民に対し津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知に努める。
第2編 第1章 第4節 1. P 29	第4節 水害及び土砂災害予防対策 1. 基本的な考え方 <u>浸水</u> 等による災害を未然に防止するため、 <u>計画的な水害予防</u> 対策を実施する。また、土石流、地すべり、がけ崩れ等による災害が発生すると予測される箇所については、法令による指定、崩壊防止工事の実施、防災体制の整備、予防措置の指導、情報連絡、避難態勢の確立等の予防対策を定め、土砂災害予防の円滑な推進を図る。	第4節 水害及び土砂災害予防対策 1. 基本的な考え方 <u>河川・下水道・港湾・海岸・ため池における洪水、雨水出水、高潮</u> 等による災害を未然に防止するため、 <u>河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水</u> 対策を実施する。また、土石流、地すべり、がけ崩れ等による災害が発生すると予測される箇所については、法令による指定、崩壊防止工事の実施、防災体制の整備、予防措置の指導、情報連絡、避難態勢の確立等の予防対策を定め、土砂災害予防の円滑な推進を図る。	【府計画 P123】（災害予防 第3章 第4節） 第4節 水害予防対策の推進 府、市町村をはじめ関係機関は、河川・下水道・港湾・海岸・ため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第1章 第4節 2. P 29-30	<p>2. 業務内容</p> <p>③水害減災対策</p> <p>府は、洪水や_____高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、洪水予報、<u>洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（特別警戒水位等）の設定及び到達情報の発表</u>_____、水防警報の発表、<u>水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表</u>_____を行う。</p> <p>（略）</p> <p>地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、地下街等、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、<u>当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成、及び公表するとともに、当該計画で定めるところにより当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止を行う自衛水防組織を置くように努めなければならない。</u>_____</p> <p>市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画<u>策定状況</u>や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。_____</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>③水害減災対策</p> <p>府は、洪水、<u>雨水出水</u>、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、洪水予報、<u>水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備</u>を行う。</p> <p>（略）</p> <p>地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、地下街等、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、<u>防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。</u>_____</p> <p>市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画_____や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。<u>また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u>_____</p>	<p>【府計画 P124-127】（災害予防 第3章 第4節）</p> <p>第4 水害減災対策</p> <p>洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保イ（略）</p> <p>(イ) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。</p> <p>ウ 府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第1章 第4節 2. P 30	<p>④内水浸水対策</p> <p>内水による浸水被害については、近年、集中豪雨等によって発生する可能性が高まっている。そのため、浸水箇所に係る中小水路の整備のほか、地域における雨水の貯留や浸透等の対策を検討していく。</p> <p>また、公共下水道等の排水施設において、豪雨時の雨水排除や河川への排水ができなくなった場合に浸水が想定される区域について把握に努め、必要に応じて<u>雨水出水浸水想定区域の指定を検討</u>する。</p>	<p>④内水浸水対策</p> <p>内水による浸水被害については、近年、集中豪雨等によって発生する可能性が高まっている。そのため、浸水箇所に係る中小水路の整備のほか、地域における雨水の貯留や浸透等の対策を検討していく。</p> <p>また、公共下水道等の排水施設において、豪雨時の雨水排除や河川への排水ができなくなった場合に浸水が想定される区域について把握に努め、必要に応じて<u>水位周知下水道（雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある下水道）として指定</u>する。</p> <p><u>水位周知下水道を指定した場合は、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定めるとともに、想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。</u></p>	<p>【府計画 P125-126】（災害予防 第3章 第4節）</p> <p>第4 水害減災対策</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(2) 水位到達情報の発表</p> <p>イ 府又は市町村は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(5) 浸水想定区域の指定・公表</p> <p>エ 府及び市町村は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。</p>
第2編 第1章 第4節 2. P 31	<p>⑧土砂災害防止対策</p> <p>土砂災害防止対策について、市、府等関係機関が定期的な調査を行い、危険箇所の把握、周知に努める。また、降水量等に注意し、付近住民に周知する情報連絡網の整備を図るとともに、住民と連携し、異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制を整備するなど、警戒避難体制の確立に努める。</p>	<p>⑧土砂災害防止対策</p> <p>土砂災害防止対策について、市、府等関係機関が定期的な調査を行い、危険箇所の把握、周知に努める。また、降水量等に注意し、付近住民に周知する情報連絡網の整備を図るとともに、住民と連携し、異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制を整備するなど、警戒避難体制の確立に努める。</p> <p><u>なお、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域については、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u></p>	<p>【府計画 P131】（災害予防 第3章 第5節）</p> <p>第5節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>府、市町村及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。</p> <p>また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</p>

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第1章 第4節 2. P 31	<p>⑨土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。</p> <hr/> <p>土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、</p> <hr/> <p>土砂災害時に著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。<u>また、市は同区域内に住宅を新設もしくは建替えを行う際には想定される外力に耐えうる構造であるかの建築確認を行う。</u></p>	<p>⑨土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。<u>なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p>土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、<u>建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。また、土砂災害時に著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。</u></p>	<p>【府計画 P131-132】（災害予防 第3章 第5節）</p> <p>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策（略）</p> <p>3 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。</p> <p>4 建築物の移転等の勧告 土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。（略）</p> <p>6 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 市町村は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>
第2編 第1章 第4節 2. P 32	<p>⑩土砂災害警戒情報等の作成・発表</p> <p>大阪管区气象台と府は連携し、<u>大雨による土砂災害の危険度が高まった際</u></p> <hr/> <p>市長が防災活動や市民への避難指示等の災害予防対応を適時・適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>・雨量レーダ <u>二</u> 情報</p>	<p>⑩土砂災害警戒情報等の作成・発表</p> <p>大阪管区气象台 <u>及び府が共同で発表する土砂災害警戒情報は、府とのホットラインの連絡体制もとっており、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害</u></p> <hr/> <p><u>は</u>、市長が防災活動や市民への避難指示等の災害予防対応を適時・適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>・雨量レーダ <u>二</u> 情報</p>	<p>【府計画 P169】（災害応急 第2章 第1節）</p> <p>第2 土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>1 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。（略）</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第1章 第4節 2. P 32	<p>⑫水防体制の強化</p> <p>市は、<u>洪水氾濫による被害を</u> <u>軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一</u> <u>体的に推進するため、府、国、水防管理者等の多様な関係</u> <u>者で密接な連携体制を構築する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>⑫水防体制の強化</p> <p>市は、<u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を</u> <u>防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一</u> <u>体的に推進するため、府、国、水防管理者等の多様な関係</u> <u>者で密接な連携体制を構築する。その際、「泉南地域水防</u> <u>災連絡協議会」等を活用し、国、府、水防管理者等の集水</u> <u>域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治</u> <u>水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>【府計画 P129】（災害予防 第3章 第4節）</p> <p>第4 水害減災対策</p> <p>5 水防と河川管理等の連携</p> <p>(2) 府及び市町村は、気候変動による影響を踏ま え、社会全体で被害を防止・軽減させるための ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進 することを目的として国や府が組織する「淀川 流域治水協議会（淀川分会、猪名川分会）」「淀 川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川 下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、 「猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策 協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地 域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川 管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全 体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の 取組を推進するための密接な連携体制を構築す る。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダム の有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するた め、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。</p>
第2編 第1章 第6節 2. P 34	<p>第6節 危険物等災害予防対策の推進</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①危険物災害予防対策</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 危険物等災害予防対策の推進</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①危険物災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p><u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想</u> <u>定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定</u> <u>の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物</u> <u>等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措</u> <u>置の検討や応急対策に係る計画の作成等の実施に努め</u> <u>る。</u></p>	<p>【府計画 P135】（災害予防 第3章 第6節）</p> <p>第1 危険物災害予防対策</p> <p>2 事業者</p> <p>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸 水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並び に被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、 風水害により危険物等災害の拡大が想定される場 合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策 にかかる計画の作成等の実施に努めるものとす る。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第1節 2. P 36	<p>第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第1節 総合防災体制の整備 2. 業務内容 ②動員体制の整備 市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、<u>職員の配備体制及び参集体制の整備を図る</u>。また、災害対応が長期化した際の交代要員等の運用について体制の整備を図る。</p>	<p>第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第1節 総合防災体制の整備 2. 業務内容 ②動員体制の整備 市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、<u>災害対応経験をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める</u>。また、災害対応が長期化した際の交代要員等の運用について体制の整備を図る。 <u>動員体制の整備にあたっては、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努める。</u></p>	<p>【府計画 P33-34】（災害予防 第1章 第1節） 第1 組織体制の整備 2 府の動員体制の整備 府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。 4 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 府および市町村は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。</p>

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第1節 2. P 36	<p>③防災機能等の確保・充実</p> <p>市は、災害時に速やかな体制がとれるように、 防災機能等の確保・充実を図るとともに、大規模災害時において、適切な災害応急活動が実施できるよう、防災中枢施設の機能整備、公共施設等の機能整備、地域防災拠点の機能整備、資機材の整備及びデータの保全等を通じて、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、災害対策本部等用として、飲料水、食料、燃料等の確保に努める。</p> <p>災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策や感染症対策等として建物内の区画、設備や物資の整備等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、代替施設を選定等のバックアップ対策を講ずるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備えて、<u>自家発電設備等の整備をはじめ、多様な手段による電力確保に努める</u>。</p>	<p>③防災機能等の確保・充実</p> <p>市は、災害時に速やかな体制がとれるように、<u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等</u>、防災機能等の確保・充実を図るとともに、大規模災害時において、適切な災害応急活動が実施できるよう、防災中枢施設の機能整備、公共施設等の機能整備、地域防災拠点の機能整備、資機材の整備及びデータの保全等を通じて、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、災害対策本部等用として、飲料水、食料、燃料等の確保に努める。</p> <p>災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策や感染症対策等として建物内の区画、設備や物資の整備等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、代替施設を選定等のバックアップ対策を講ずるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備えて、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u></p>	<p>【府計画 P35】（災害予防 第1章 第1節） 第2 防災拠点機能の確保・充実 府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。 また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 （略）</p>
第2編 第2章 第1節 2. P 37	<p><u>④地域防災拠点の整備</u></p> <p>市は、<u>市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。</u></p>	<p>④地域防災拠点の整備</p> <p>市は、<u>市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。</u></p>	<p>【府計画 P36】（災害予防 第1章 第1節） 第2 防災拠点機能の確保・充実 7 地域防災拠点の整備 市町村は、当該市町村域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。</p>

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第1節 2. P 37	④新庁舎建設に伴う防災拠点機能の強化 (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設に伴う防災拠点機能の強化 (略) ・道の駅の機能強化 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、道路管理者と連携してその機能強化に努める。 	【府計画 P36】(災害予防 第1章 第1節) 第2 防災拠点機能の確保・充実 7 地域防災拠点の整備 (略) また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、道路管理者と連携してその機能強化に努めるものとする。
第2編 第2章 第1節 2. P 37		<ul style="list-style-type: none"> ⑥装備資機材等の備蓄 市は、応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 	【府計画 P36】(災害予防 第1章 第1節) 第3 装備資機材等の備蓄 防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
第2編 第2章 第1節 2. P 37		<ul style="list-style-type: none"> ・資機材等の備蓄及び技術者等の把握 燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。 また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。 さらに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。 	【府計画 P36】(災害予防 第1章 第1節) 1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握 燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。その他、府、市町村及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
第2編 第2章 第1節 2. P 37		<ul style="list-style-type: none"> ・資機材等の点検 備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。 	【府計画 P36】(災害予防 第1章 第1節) 2 資機材等の点検 備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第1節 2. P 39	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・ <u>防災関係機関の連携</u></p> <p><u>市は、他の関係機関と連携のもと、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p>	<p>【府計画 P35】（災害予防 第1章 第1節） 第1 組織体制の整備 6 防災関係機関の連携</p> <p>防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p>
第2編 第2章 第2節 2. P 40	<p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>市、府をはじめ防災関係機関は災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、_____情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。今後も、伝達手段の多重化・多様化に対応した新たなシステムの導入等を積極的に検討していく。</p>	<p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>市、府をはじめ防災関係機関は災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、<u>大規模停電時も考慮した</u>情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。今後も、伝達手段の多重化・多様化に対応した新たなシステムの導入等を積極的に検討していく。</p>	<p>【府計画 P43】（災害予防 第1章 第2節） 第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。</p> <p>さらに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第2節 2. P 40	<p>2. 業務内容</p> <p>①災害情報収集伝達システムの基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報システムの充実 (略) (インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達 (防災ポータルサイトの設置等)) (携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集 伝達と職員の参集) <hr/> <p>(<u>公共情報コモンズ</u> _____等を利用した データ放送への防災情報の伝達) (ネットワークを活用した被災者支援システム等被災 時の業務支援・情報共有)</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>①災害情報収集伝達システムの基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報システムの充実 (略) (インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達 (防災ポータルサイトの設置等)) (携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集 伝達と職員の参集) <p>(<u>高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収 集</u>) (<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>等を利用した データ放送への防災情報の伝達) (ネットワークを活用した被災者支援システム等被災 時の業務支援・情報共有)</p>	<p>【府計画 P43】(災害予防 第1章 第2節) 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備</p> <p>1 防災情報システムの充実 (略)</p> <p>(1) インターネットを利用した防災情報の収集及 び伝達 (防災ポータルサイトの設置等)</p> <p>(2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報 の収集伝達と職員の参集</p> <p>(3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における 情報収集</p> <p>(4) Lアラート (災害情報共有システム) 等を利用 したデータ放送への防災情報の伝達</p> <p>(5) ネットワークを活用した被災者支援システム 等被災時の業務支援・情報共有</p>
第2編 第2章 第2節 2. P 40	<p>②情報収集伝達体制の強化</p> <p>市、府をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の 整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下 にある市民、 _____要配慮者利用施設や地下街等の施 設管理者等、<u>市職員</u>に対し、津波警報等が確実に伝わるよ う関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機 を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テ レビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、ポータル サイトのホームページやメール、携帯電話（緊急速報メー ル機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・ 多様化を図る。<u>あわせて大規模停電時の情報伝達方法に ついてあらかじめ検討し、体制の構築を図る。</u></p>	<p>②情報収集伝達体制の強化</p> <p>市、府をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の 整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下 にある市民、<u>市職員</u>、要配慮者利用施設や地下街等の施設 管理者等 _____に対し、津波警報等が確実に伝わるよ う関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機 を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テ レビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、ポータル サイトのホームページやメール、携帯電話（緊急速報メー ル機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・ 多様化を図る。 _____</p>	<p>【府計画 P44-45】(災害予防 第1章 第2節) 第2 情報収集伝達体制の強化</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報 の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めると ともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報 の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、 情報収集伝達体制の強化を進める。</p> <p>(略)</p> <p>2 伝達手段の多重化・多様化 様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警 報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つ つ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・ 多様化を図る。</p> <p>(略)</p>

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第2節 2. P 41	③災害広報体制の整備 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。	③災害広報体制の整備 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。 <u>さらに、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、府の方針に基づく一連の手続等について整理しておくよう努める。</u>	【府計画 P45】（災害予防 第1章 第2節） 第3 災害広報体制の整備 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。 また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。 さらに、府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。
第2編 第2章 第2節 2. P 41	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<u>⑤停電時の住民への情報提供</u> <u>市、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</u>	【府計画 P46】（災害予防 第1章 第2節） 第3 災害広報体制の整備 5 停電時の住民への情報提供 府、市町村及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
第2編 第2章 第3節 2. P 43	第3節 消火・救助・救急体制の整備 2. 業務内容 ②消火・救助・救急体制の整備 （略） ・消防団及び自主防災組織の育成 消防団組織の活性化を図るとともに、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、 <u>婦人</u> 防火クラブ、自主防災組織等の民間防災組織を育成・強化し、その連携強化に努める。また、消防団員に安全管理等を徹底するため、（仮称）ゆめみヶ丘消防施設等において教育訓練等を実施する。	第3節 消火・救助・救急体制の整備 2. 業務内容 ②消火・救助・救急体制の整備 （略） ・消防団及び自主防災組織の育成 消防団組織の活性化を図るとともに、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、 <u>女性</u> 防火クラブ、自主防災組織等の民間防災組織を育成・強化し、その連携強化に努める。また、消防団員に安全管理等を徹底するため、（仮称）ゆめみヶ丘消防施設等において教育訓練等を実施する。	【本市独自】

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第3節 2. P 43	・広域消防応援体制等の整備 火災が拡大したとき、又はその他地震等大規模な災害の発生に対処するため、広域消防応援体制等を整備し、近隣市町村等との連携強化を図る。	・広域消防応援体制等の整備 火災が拡大したとき、又はその他地震等大規模な災害の発生に対処するため、広域消防応援体制等を整備し、近隣市町村等との連携強化を図る。 <u>また、府、市町村、警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊等と平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。</u>	【府計画 P49】（災害予防 第1章 第3節） 第5 連携体制の整備 府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊等は平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。
第2編 第2章 第5節 2. P 46	第5節 緊急輸送体制の整備 2. 業務内容 ①陸上輸送体制の整備 （略） ・通行規制 道路管理者は、災害時における道路施設の破損・ <u>欠壊</u> 等通行が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。	第5節 緊急輸送体制の整備 2. 業務内容 ①陸上輸送体制の整備 （略） ・通行規制 道路管理者は、災害時における道路施設の破損・ <u>決壊</u> 等通行が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。	【府計画 P59】（災害予防 第1章 第5節） 第6 交通規制・管制の確保 4 道路管理者 災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。
第2編 第2章 第6節 2. P 48	第6節 避難収容体制の整備 2. 業務内容 ①避難場所及び避難路の整備 ・広域避難場所 火災の延焼拡大によって生ずる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所であって、概ね10h a以上の広さのある空地等に、想定される避難者1人 <u>あたり</u> 概ね1㎡以上の有効面積を確保できる場所。	第6節 避難収容体制の整備 2. 業務内容 ①避難場所及び避難路の整備 ・広域避難場所 火災の延焼拡大によって生ずる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所であって、概ね10h a以上の広さのある空地等に、想定される避難者1人 <u>当たり</u> 概ね1㎡以上の有効面積を確保できる場所。	【府計画 P60】（災害予防 第1章 第6節） 第1 避難場所、避難路の指定 1 火災時の避難場所及び避難路の指定 (2) 広域避難場所 火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。 ア 想定される避難者1人あたり概ね1平方メートル以上の避難有効面積を確保できること

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
			(以下略)
第2編 第2章 第6節 2. P 48	<p>第6節 避難収容体制の整備</p> <p>2. 業務内容</p> <p>③緊急避難場所</p> <p>(略)</p> <p>緊急避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。<u>あわせて</u>、<u>府と市町村</u>は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 避難収容体制の整備</p> <p>2. 業務内容</p> <p>③緊急避難場所</p> <p>(略)</p> <p>緊急避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。<u>併せて</u>、<u>市と府</u>は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。</p> <p>(略)</p>	<p>【府計画 P61】（災害予防 第1章 第6節）</p> <p>第1 避難場所、避難路の指定</p> <p>2 その他の避難場所及び避難路の指定</p> <p>津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。</p> <p>避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。あわせて、府と市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第6節 2. P 49	④指定避難所 （略）	④指定避難所 （略） <u>指定避難所の施設については、避難行動要支援者に配慮し大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に基づいた施設の福祉的整備・改善に努めるとともに、「避難所台帳」を整備し、避難所設備等の実態把握に努める。</u> <u>また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空き家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。</u>	（記載場所の移動） 【府計画 P62-63】（災害予防 第1章 第6節） 第3 指定避難所等の指定、整備 （略） 避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。府は、市町村が指定避難所等を確保するための必要な支援に努める。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第6節 2. P 49	<p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局や保健福祉担当部局と連携して</u>必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、<u>避難行動要支援者に配慮し大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）や岸和田市福祉まちづくり環境整備要綱に基づいた施設の福祉的整備・改善に努める。また「避難所台帳」を整備し、避難所設備等の実態把握に努める。</u></p>	<p><u>さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>また、<u>市は、</u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>防災担当部局と保健福祉担当部局が</u>連携して<u>ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するなど、</u>必要な措置を講じるよう努める。</p> <p><u>このほか、岸和田保健所が新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の危険エリアの確認及び避難の確保に向けた検討・調整等を行う場合は、その協力に努める。</u></p>	<p>さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>1 指定避難所の指定</p> <p>（略）</p> <p>(4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市町村の防災担当部局等と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市町村の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第6節 2. P 50	<p>⑥指定避難所運営管理体制の整備</p> <p>市は、「避難所運営マニュアル」に基づいて管理運営体制を整備する。</p> <p>また、指定管理施設を指定避難所に指定した場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。</p> <p>指定避難所の運営においては女性の参画を推進するとともに、多様な視点に立って配慮するものとし、とりわけ女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営を検討する。また、避難所の良好な生活環境を確保するため、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>	<p>⑥指定避難所運営管理体制の整備</p> <p>市は、「避難所運営マニュアル」に基づいて管理運営体制を整備するとともに、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ住民等による主体的な指定避難所の运营管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u>また、指定管理施設を指定避難所に指定した場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。</p> <p>指定避難所の運営においては女性の参画を推進するとともに、多様な視点に立って配慮するものとし、とりわけ女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営を検討する。また、避難所の良好な生活環境を確保するため、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p><u>さらに、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p>	<p>【府計画 P64】（災害予防 第1章 第6節）</p> <p>第3 指定避難所等の指定、整備</p> <p>3 指定避難所の管理運営体制の整備</p> <p>市町村は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の运营管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>第4 避難者の受入</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p>

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第6節 2. P 51-52	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>⑨応急危険度判定体制の整備</p> <p>⑩斜面判定制度の活用</p> <p>⑪応急仮設住宅の事前準備</p> <p>⑫罹災証明書の発行体制の整備</p>	<p><u>⑨広域避難体制の整備</u></p> <p><u>市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>⑩応急危険度判定体制の整備</p> <p>⑪斜面判定制度の活用</p> <p>⑫応急仮設住宅の事前準備</p> <p>⑬罹災証明書の発行体制の整備</p>	<p>【府計画 P66】（災害予防 第1章 第6節）</p> <p>第7 広域避難体制の整備</p> <p>府及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第7節 2. P.53	<p>第7節 緊急物資確保体制の整備</p> <p>2. 業務内容</p> <p>②食料及び生活必需品の確保</p> <p>市は、重要物資の備蓄目標量について「<u>大阪府地震被害想定調査</u>」に基づく目標量を定め、保存年限等を考慮した計画的な整備を図る。</p> <p>初動期における生活必需品等の指定避難所における保管について、施設管理者と協議を進める等、分散備蓄・保管体制整備、アレルギーへの対応、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を図る。備蓄物資については常時点検・整理を行い、耐用年数、賞味期限等を考慮して計画的に買換えを実施する等、備蓄物資の管理に努めるものとする。</p> <p>被災人口が拡大すると、備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が足りなくなることが予想されるため、市は定期的な流通在庫量の調査を行う<u>等</u>、緊急時の物資調達に万全を期す。<u>等</u></p>	<p>第7節 緊急物資確保体制の整備</p> <p>2. 業務内容</p> <p>②食料及び生活必需品の確保</p> <p>市は、重要物資の備蓄目標量について「<u>大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（令和2年9月改訂）</u>」に基づく目標量を定め、保存年限等を考慮した計画的な整備を図る。</p> <p>初動期における生活必需品等の指定避難所における保管について、施設管理者と協議を進める等、分散備蓄・保管体制整備、アレルギーへの対応、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を図る。備蓄物資については常時点検・整理を行い、耐用年数、賞味期限等を考慮して計画的に買換えを実施する等、備蓄物資の管理に努めるものとする。</p> <p>被災人口が拡大すると、備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が足りなくなることが予想されるため、市は定期的な流通在庫量の調査を行う<u>ほか、物資調達・輸送調整等支援システムの活用を図る</u>等、緊急時の物資調達に万全を期す。<u>なお、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。</u></p>	<p>【府計画P69-71】（災害予防 第1章 第7節）</p> <p>第2 食料・生活必需品の確保</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。</p> <p>1 府、市町村</p> <p>(1) 重要物資の備蓄</p> <p>（略：府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」から抜粋の表を含む。）</p> <p>(3) 備蓄・供給体制の整備</p> <p>危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。市町村は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第8節 2. P 54	第8節 ライフライン確保体制の整備 2. 業務内容 ①上水道施設 ・協力応援体制の強化等 <u>府・大阪広域水道企業団及び市町村と互いに協力して大阪広域水道震災対策中央本部</u> 組織を整備する等、関係協力団体との協力____体制の整備を図る。併せて、情報収集_____連絡体制及び他機関との協力____体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。	第8節 ライフライン確保体制の整備 2. 業務内容 ①上水道施設 ・協力応援体制の強化等 <u>府及び府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して大阪府水道災害調整本部</u> ____組織を整備する等、関係協力団体との協力 <u>応援</u> 体制の整備を図る。併せて、情報収集・ <u>復旧活動に必要な</u> 連絡体制及び他機関との協力 <u>応援</u> 体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。	【府計画 P73】（災害予防 第1章 第8節） 第1 水道・工業用水道（府、府内水道（用水供給）事業者） 4 相互応援体制の整備 (1) 水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。
第2編 第2章 第8節 2. P 54	②下水道施設 災害による被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、施設の耐震化の推進等_____、防災体制を整備する。	②下水道施設 災害による被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、施設の耐震化の推進等 <u>に留意しつつ</u> 、防災体制を整備する。	【府計画 P73】（災害予防 第1章 第8節） 第2 下水道（府、市町村） 災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。
第2編 第2章 第8節 2. P 55	_____ _____ _____ _____	⑦倒木等への対策 <u>市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策のため、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けて府とも協力し、相互の連携の拡大に努めるものとする。</u> <u>なお、事前伐採等に当たっては、府と協力し実施するものとする。</u>	【府計画 P78】（災害予防 第1章 第8節） 第7 倒木等への対策 府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第10節 1. 2. P 57	<p>第10節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>市は、府、近隣市町及び事業者等と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。</p> <p>帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、大阪府石油商業組合やコンビニエンスストア等、民間企業や団体と連携を図りながら、対策推進に努める。特に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す等の対策を行う。</p> <hr/> <p>2. 業務内容</p> <p>①帰宅困難者への支援</p> <p>災害発生により帰宅が困難な人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策に努める。また、帰宅困難者の発生に備え、<u> </u>大規模店舗及び大学等に協力を求め、一時滞在施設の確保に努める。</p>	<p>第10節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>市は、府、近隣市町及び事業者等と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。</p> <p>帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、大阪府石油商業組合やコンビニエンスストア等、民間企業や団体と連携を図りながら、対策推進に努める。特に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す等の対策を行う。</p> <p><u>なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取り組みを行う。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p>①帰宅困難者への支援</p> <p>災害発生により帰宅が困難な人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策に努める。また、帰宅困難者の発生に備え、<u>宿泊施設</u>、大規模店舗及び大学等に協力を求め、一時滞在施設の確保に努める。</p>	<p>【府計画 P84】（災害予防 第1章 第11節）</p> <p>第11節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>（略）このため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。</p> <p>市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。</p> <p>（略）なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取り組みを行う。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第2章 第11節 1. P 58	<p>第11節 防災に関する調査研究の推進</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>市は総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害の要因の研究、被害想定及び防災体制等について調査研究するとともに、関係機関と協力して災害危険区域等の実態調査を継続して実施し、防災対策に万全を期すよう努める。</p>	<p>第11節 防災に関する調査研究の推進</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>市は総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害の要因の研究、被害想定及び防災体制等について調査研究するとともに、関係機関と協力して災害危険区域等の実態調査を継続して実施し、防災対策に万全を期すよう努める。<u>この際、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。</u></p> <p><u>また、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。</u></p>	<p>【府計画 P40】（災害予防 第1章 第1節）</p> <p>第7 防災に関する調査研究の推進</p> <p>防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。</p> <p>府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。また、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</p> <p>なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。</p> <p>さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第3章 第1節 2. P 60	<p>第3章 地域の防災力をつける</p> <p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①防災知識の普及と意識啓発</p> <p>市及び関係機関は、</p> <hr/> <p>市民が 災害時において自発的な防災活動を行うように、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な 関わりの中で 防災に関する教育を普及推進する。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災地理情報を活用するなど、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>特に「早期の立退き避難が必要な区域」など、被災リスクの高い区域では、ハザードマップ等で区域を明示するとともに、迅速で確実な避難の必要性や被災を想定した備え等について、より具体的な知識普及に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第3章 地域の防災力をつける</p> <p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①防災知識の普及と意識啓発</p> <p>市及び関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果、ハザードマップ等を示しながら、その危険性を周知するとともに、</p> <p>市民が災害に対する備えを心がけ、災害時において自発的な防災活動を行うように、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。</p> <hr/> <p>特に被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</p> <p>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p>	<p>【府計画 P88-89】（災害予防 第2章 第1節）</p> <p>第1 防災知識の普及啓発等</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</p> <p>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第3章 第1節 2. P 60	教育・意識啓発の主な内容である、災害の知識、災害への備え、災害時の行動を次のとおりとする。 （災害の知識） ・災害の態様や危険性 ・各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置 ・地域の地形、危険場所 ・過去の災害から得られた教訓の伝承 <hr/> ・地域社会への貢献 ・応急対応、復旧・復興に関する知識 （災害への備え） ・1週間分以上の飲料水（1人1日3リットル）、食料、携帯トイレ_____、トイレットペーパー等生活物資の備蓄 ・非常持ち出し品（_____救急箱、 <u>懐中電灯、ラジオ、乾電池</u> 等）の準備 <hr/> ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・負傷防止や避難路の確保の観点からの家具等の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策 ・_____避難場所_____・避難路・指定避難所、家族との連絡 <u>方法等</u> _____の確認 （略）	教育・意識啓発の主な内容である、災害の知識、災害への備え、災害時の行動を次のとおりとする。 （災害の知識） ・災害の態様や危険性 ・各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置 ・地域の地形、危険場所 ・過去の災害から得られた教訓の伝承 <u>・適時適切な避難行動</u> ・地域社会への貢献 ・応急対応、復旧・復興に関する知識 （災害への備え） ・1週間分以上の飲料水（1人1日3リットル）、食料、携帯トイレ、 <u>簡易トイレ</u> 、トイレットペーパー等生活物資の備蓄 ・非常持ち出し品（ <u>貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品</u> _____等）の準備 <u>・自動車等へのこまめな満タン給油等</u> ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・負傷防止や避難路の確保の観点からの家具等の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策 ・ <u>指定緊急避難場所・安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所</u> ・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（ <u>連絡方法や避難ルールの取り決め等</u> ）の確認 （略）	1 普及啓発の内容 (1) 災害等の知識 ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性 イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置 ウ 地域の地形、危険場所 エ 過去の災害から得られた教訓の伝承 オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること カ 地域社会への貢献 キ 応急対応、復旧・復興に関する知識 (2) 災害への備え ア 最低3日間分でできれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄 イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備 ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等（略） カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認 （略）

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第3章 第1節 2. P 61	(災害時の行動) (略)	(災害時の行動) (略) ・ <u>広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ・ <u>家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動</u>	(3) 災害時の行動 (略) セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
第2編 第3章 第1節 2. P 61	③市民の防災訓練 市民、事業所による防災訓練の実施を計画し、広範な市民等の参加を促進する。 町会、あるいは小学校区単位で、主体的に初期消火、避難誘導、炊き出し活動、救護活動及び指定避難所開設等の防災訓練を実施し、地域における自主防災力の向上を図る。また、 避難訓練の実施に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児・妊産婦、病弱者等の保護に配慮した訓練計画を実施する。	③市民の防災訓練 市民、事業所による防災訓練の実施を計画し、広範な市民等の参加を促進する。 町会、あるいは小学校区単位で、主体的に初期消火、避難誘導、炊き出し活動、救護活動及び指定避難所開設等の防災訓練を実施し、地域における自主防災力の向上を図る。また、 <u>必要に応じて消防団と消防本部等が連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努める。なお、</u> 避難訓練の実施に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児・妊産婦、病弱者等の保護に配慮した訓練計画を実施する。	【府計画 P91】(災害予防 第2章 第2節) 第2 防災教育 2 消防団等が参画した防災教育 市町村は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、府民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。
第2編 第3章 第1節 2. P 61-62	④防災広報の実施 市は <u>時期に応じた防災知識普及のため</u> 、広報紙等に関する記事を掲載するほか、チラシ等の配布・ポスターの掲示、CATV放送、インターネット及び広報車等を利用して 防災意識の高揚を図る。	④防災広報の実施 市は、 広報紙等に関する記事を掲載するほか、チラシ等の配布・ポスターの掲示、CATV放送、インターネット及び広報車等を利用して <u>防災知識の普及及び</u> 防災意識の高揚を図る。	【本市独自】

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第3章 第3節 2. P 65	<p>第3節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行う等、地域の実情に応じた避難行動要支援者支援体制の整備を推進するため、「避難行動要支援者支援プラン_____」に基づき、支援体制の整備を図る。</p> <p><避難行動要支援者名簿_____の作成及び名簿情報の提供></p> <p>市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市関係部局が保有する情報を集約し、災害発生時等に特に避難支援を必要とする「避難行動要支援者」について、避難行動要支援者名簿を作成する。<u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>また、名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者の名簿情報を、平常時から避難支援等関係者へ提供する。</p>	<p>第3節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行う等、地域の実情に応じた避難行動要支援者支援体制の整備を推進するため、「避難行動要支援者支援プラン（令和5年8月改訂）」に基づき、支援体制の整備を図る。</p> <p><避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・情報_____提供></p> <p>市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市関係部局が保有する情報を集約し、災害発生時等に特に避難支援を必要とする「避難行動要支援者」について、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>また、名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者の名簿情報を、平常時から避難支援等関係者へ提供する。</p>	<p>【府計画 P80-81】（災害予防 第1章 第10節）</p> <p>第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 「避難行動要支援者支援プラン」の作成</p> <p>府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>(ア) 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(イ) 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</p> <p>(ウ) 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(エ) 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。</p> <p>(オ) 名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
	(オ) 電話番号・携帯電話 (カ) 避難支援等を必要とする事由 (キ) 緊急連絡先 (ク) 所属自治会、町会等	(オ) 電話番号・携帯電話 (カ) 避難支援等を必要とする事由 (キ) 緊急連絡先 (ク) 所属町会・自治会等	
第2編 第3章 第3節 2. P 66	<p>＜避難行動要支援者名簿_____更新・管理＞</p> <p>市は、避難行動要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行い、常に名簿情報を最新の状態に保つよう努めながら、関係部局と情報を共有し、避難支援等関係者に情報を提供する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、庁舎の被災等の事態においても_____名簿_____の活用に支障が生じないよう、<u>名簿</u>情報の適切な管理に努める。</p> <p>＜<u>名簿</u>情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置＞</p> <p>避難行動要支援者名簿_____に記載された情報の適正な管理を行うため、<u>避難行動要支援者名簿</u>情報の提供した避難支援等関係者に対し、当該個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう指導するとともに、「岸和田市情報セキュリティポリシー」に基づき、当該個人情報の適切な管理を徹底する。</p>	<p>＜避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の更新・管理＞</p> <p>市は、避難行動要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行い、常に名簿情報を最新の状態に保つよう努めながら、関係部局と情報を共有し、避難支援等関係者に情報を提供する。<u>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。</u></p> <p>また、庁舎の被災等の事態においても<u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画</u>の活用に支障が生じないよう、<u>_____</u>情報の適切な管理に努める。</p> <p>＜<u>_____</u>情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置＞</p> <p>避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>に記載された情報の適正な管理を行うため、<u>_____</u>情報の提供した避難支援等関係者に対し、当該個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう指導するとともに、「岸和田市情報セキュリティポリシー」に基づき、当該個人情報の適切な管理を徹底する。</p>	<p>(ケ) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(コ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>【その他本市独自】</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第3章 第3節 2. P 67		<p><個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応></p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p>	
第2編 第3章 第3節 2. P 67	<p>②福祉避難所の指定</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者と協議により、<u>避難行動要支援者が相談や介護、医療的ケア等の必要な生活支援を受けられる等、安心して避難生活を送れる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。また、支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。</u></p>	<p>②福祉避難所の指定</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者と協議により、<u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p><u>また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。</u></p> <p><u>さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p>	<p>【府計画 P82】（災害予防 第1章 第10節）</p> <p>第3 福祉避難所の指定</p> <p>市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第3章 第4節 1. P 68	第4節 ボランティア環境の整備 1. 基本的考え方 市及び関係機関は、平常時より府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、ボランティア意識の高い社会づくりに努める。またNPO・ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会等やNPO・ボランティア団体等との連携を図り、災害時にNPO・ボランティア活動が円滑に行われるように、活動環境の整備を図る。	第4節 ボランティア環境の整備 1. 基本的考え方 市及び関係機関は、平常時から府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、ボランティア意識の高い社会づくりに努める。またNPO・ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会等やNPO・ボランティア団体等との連携を図り、災害時にNPO・ボランティア活動が円滑に行われるように、活動環境の整備を図る。	【府計画 P95】 （災害予防 第2章 第3節） 第3節 ボランティアの活動環境の整備 （略）さらに、府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。
第2編 第3章 第4節 2. P 68	2. 業務内容 _____ (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____	2. 業務内容 <u>①受入れ及び活動拠点の整備</u> (略) <u>②情報共有会議の整備・強化</u> <u>市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u>	【府計画 P95】 （災害予防 第2章 第3節） 第3節 ボランティアの活動環境の整備 5 情報共有会議の整備・強化 府及び市町村は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第3章 第5節 2. P 69	<p>第5節 企業防災の促進</p> <p>2. 業務内容</p> <hr/> <p>事業者は事業継続計画（BCP）を策定____するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の活用、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し等を実施する等、防災活動の推進に努める。_____</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第5節 企業防災の促進</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>①事業継続計画（BCP）の策定・運用、企業等との連携強化</u></p> <p>事業者は事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の活用、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し等を実施する等、防災活動の推進に努める。<u>また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p>	<p>【府計画 P96】（災害予防 第2章 第4節）</p> <p>第4節 企業防災の促進</p> <p>1 事業者</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用</p> <p>被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>(3) その他</p> <p>ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第2編 第3章 第5節 2. P 69	<p><u>また</u>、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</p> <p>（略）</p> <p>また、市は企業等との連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、活用可能な輸送拠点等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築する。</p>	<p>_____要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</p> <p>（略）</p> <p>また、市は企業等との連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、活用可能な輸送拠点等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築する。<u>なお、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u></p>	<p>【府計画 P42】（災害予防 第1章 第1節） 第10 事業者、ボランティアとの連携 府及び市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市町村は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。</p>
第2編 第3章 第5節 2. P 69	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>②非常用電源の確保</u></p> <p><u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u></p>	<p>【府計画 P97】（災害予防 第2章 第4節） 2 重要施設及び災害応急対策に係る機関 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
-------------	----------------	-----	--------------

第3編
第1章
第1節
2.
P 70

第3編 災害応急対策編

第1章 活動体制の確立

第1節 配備体制

2. 業務内容

表1-1 配備体制

区分	参集員数	配備体制要件				
		地震	津波	気象	高潮	土砂災害
レベル1 事前準備体制 (事前準備班)	約30人		<注意> 自動参集 所長等 署	<警戒> 自動参集 所長等 署	<注意> 自動参集 所長等 署	
レベル2 初動対策体制 (初動対策班)	約100人	<警戒4> 参集指示あり 初動対策室	<注意> 参集指示あり 初動対策室	<警戒> 参集指示あり 初動対策室	<警戒> 参集指示あり 初動対策室	<警戒準備> 自動参集 初動対策室
レベル3 A号体制 (災害対策本部)	約500人 (全職員のみ)	<警戒4> 参集指示あり 所属部署	<警戒> 自動参集 指定場所	<警戒> 参集指示あり 所属部署	<警戒> 参集指示あり 所属部署	<警戒準備> 参集指示あり 所属部署
レベル4 B号体制 (災害対策本部)	約1200人 (全職員のみ)	<警戒6級以上> 自動参集 指定場所	<警戒> 参集指示あり 指定場所	<特別警戒> 自動参集 所属部署	<警戒> 参集指示あり 所属部署	<警戒準備> 参集指示あり 所属部署
レベル5 C号体制 (災害対策本部)	約2300人 (全職員)	<警戒6級以上> 自動参集 指定場所	<大津波警戒> 自動参集 指定場所	<特別警戒> 参集指示あり 所属部署	<特別警戒> 参集指示あり 所属部署	<警戒準備> 参集指示あり 所属部署

配備体制要件の「気象」は地震、津波、高潮、土砂災害を除く気象警報等である。
(注) 各部の本部常駐担当者は、本部事務局の参集場所へ参集することとする。
各部構成員の具体的な参集場所については、別にマニュアルに定める。

	本部事務局	食料初発部	福祉初発部	生活基礎部	避難支援 学校部	上下水道部	消防本部	再発支援部
指定場所	消防本部 3階	総合庁舎 2階 弓道場	保健 センター 3階 合廊室	総合庁舎 2階 合廊室	岸和田市 民センター 4階 大会堂 1A/1B	八木市民 センター 2階 合廊室 1A/1B	消防本部 3階	阪谷市民 センター 3階 金フロア

第3編 災害応急対策編

第1章 活動体制の確立

第1節 配備体制

2. 業務内容

表1-1 配備体制

区分	参集員数	配備体制要件				
		地震	津波	気象	高潮	土砂災害
レベル1 事前準備体制 (事前準備班)	約30人	<注>追加措置 (注)追加措置 (注)追加措置 自動参集 所長等 署 (自席)	<注意> 自動参集 所長等 署 (自席)	<警戒> 自動参集 所長等 署 (自席)	<注意> 自動参集 所長等 署 (自席)	
レベル2 初動対策体制 (初動対策班)	約100人	<警戒4> (注)追加措置 (注)追加措置 自動参集 初動対策室	<注意> 参集指示あり 初動対策室	<警戒> 参集指示あり 初動対策室	<警戒> 参集指示あり 初動対策室	<警戒準備> 自動参集 初動対策室
レベル3 A号体制 (災害対策本部)	約500人 (全職員のみ)	<警戒4> 参集指示あり 所属部署	<警戒> 自動参集 指定場所	<警戒> 参集指示あり 所属部署	<警戒> 参集指示あり 所属部署	<警戒準備> 参集指示あり 所属部署
レベル4 B号体制 (災害対策本部)	約1200人 (全職員のみ)	<警戒6級以上> 自動参集 指定場所	<警戒> 参集指示あり 指定場所	<特別警戒> 自動参集 所属部署	<警戒> 参集指示あり 所属部署	<警戒準備> 参集指示あり 所属部署
レベル5 C号体制 (災害対策本部)	約2300人 (全職員)	<警戒6級以上> 自動参集 指定場所	<大津波警戒> 自動参集 指定場所	<特別警戒> 参集指示あり 所属部署	<特別警戒> 参集指示あり 所属部署	<警戒準備> 参集指示あり 所属部署

配備体制要件の「気象」は地震、津波、高潮、土砂災害を除く気象警報等である。
(注) 各部の本部常駐担当者は、本部事務局の参集場所へ参集することとする。

	本部事務局	食料初発部	福祉初発部	生活基礎部	避難支援 学校部	上下水道部	消防本部	再発支援部
指定場所	消防本部 4階 防災センター 1階	総合庁舎 2階 弓道場	保健 センター 3階 合廊室	総合庁舎 2階 合廊室	岸和田市 民センター 4階 大会堂 1A/1B	八木市民 センター 2階 合廊室 1A/1B	消防本部 3階	阪谷市民 センター 3階 金フロア

【本市独自】

第3編
第1章
第2節
2.
P 71

第2節 組織体制の立ち上げ

2. 業務内容

図1-1 事前準備体制組織（レベル1）

```

    graph TD
      HM[危機管理監] --> BSM["(本部事務局)  
危機管理課指定職員"]
      BSM --> BSM1["本部事務局  
・本部統括班  
・広報班  
指定職員"]
      BSM --> BSM2["生活基礎部  
・土木施設班  
指定職員"]
      BSM --> BSM3["避難支援・学校部  
・統括班  
・避難所班  
指定職員"]
      BSM --> BSM4["上下水道部  
・緊急対応  
・復旧班  
指定職員"]
      BSM --> BSM5["消防本部  
・統括調整班  
・支援班  
・情報班  
・現場活動班  
指定職員"]
    
```

※指定職員については、各課において予め定める。

第2節 組織体制の立ち上げ

2. 業務内容

図1-1 事前準備体制組織（レベル1）

```

    graph TD
      HM[危機管理監] --> BSM["(本部事務局)  
危機管理課指定職員"]
      BSM --> BSM1["本部事務局  
・本部統括班  
・広報班  
指定職員"]
      BSM --> BSM2["生活基礎部  
・土木施設班  
指定職員"]
      BSM --> BSM3["避難支援・学校部  
・統括班  
・支援班  
・避難所班  
指定職員"]
      BSM --> BSM4["上下水道部  
・緊急対応  
・復旧班  
指定職員"]
      BSM --> BSM5["消防本部  
・統括調整班  
・支援班  
・情報班  
・現場活動班  
指定職員"]
    
```

※指定職員については、各課において予め定める。

【本市独自】

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第1章 第2節 2. P 71	<p>図1-2 災害初動対策体制組織（レベル2）</p>	<p>図1-2 災害初動対策体制組織（レベル2）</p>	<p>【本市独自】</p>
第3編 第1章 第2節 2. P 72	<p>図1-3 災害対策本部組織（レベル3～レベル5）</p>	<p>図1-3 災害対策本部組織（レベル3～レベル5）</p>	<p>【本市独自】</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所																																																																																							
第3編 第1章 第2節 2. P.73	<p>表1-2 配備体制及び職員動員基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>部署</th> <th>職名</th> <th>参集職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">レベル1 事前準備体制 (事前準備室)</td> <td>本部事務局</td> <td>本部統括班 広報班</td> <td>危機管理課指定職員 広報広聴課指定職員</td> </tr> <tr> <td>生活基盤部</td> <td>土木施設班</td> <td>農林水産課指定職員 産業政策課指定職員 ※1 建設管理課指定職員 高梁專業・道路整備課指定職員 水とみどり課指定職員</td> </tr> <tr> <td>避難支援・学校部</td> <td>統括班 避難所班</td> <td>教育総務課指定職員 ※2 生涯学習課指定職員 ※2</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>緊急対応復旧班</td> <td>下水道整備課指定職員 下水道施設課指定職員</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>統括調整班 支援班 情報班 情報班 現場活動班</td> <td>消防本部警備課指定職員 消防本部総務課指定職員 消防本部予防課指定職員 消防本部消防署指定職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">初動対応</td> <td>本部事務局</td> <td>主幹本部員（初動対策室） 本部事務局長 本部統括班 広報班 庶務班</td> <td>危機管理監 総務部長 ※1 危機管理課長・指定職員 IT推進課長・指定職員 ※1 広報広聴課長・指定職員 ※1 財政課長・指定職員 ※1 総務管理課長・指定職員 ※1 人事課長・指定職員 ※1</td> </tr> <tr> <td>食料物安部</td> <td>食料物安部部長 統括班 調理・供給班</td> <td>市民環境部長 ※1 自治振興課長・指定職員 ※1 市民課長・指定職員 ※1</td> </tr> <tr> <td>福祉救護部</td> <td>福祉救護部部長 統括班 避難行動要支援者支援班 がれき・し尿処理対策班</td> <td>福祉部長/保健部長 ※1 福祉政策課長・指定職員 ※1 介護保険課長・指定職員 ※1 環境課長・指定職員 ※2</td> </tr> <tr> <td>生活基盤部</td> <td>生活基盤部部長 統括班 土木施設班</td> <td>建設部長 / 魅力創造部長 都市計画課長・指定職員 農林水産課長・指定職員 産業政策課長・指定職員 ※1 建設管理課長・指定職員 高梁專業・道路整備課長・指定職員</td> </tr> <tr> <td>避難支援・学校部</td> <td>建築物対策班 避難支援・学校部部長 統括班 避難所班</td> <td>水とみどり課長・指定職員 建設指導課長・指定職員 教育総務課長・指定職員 生涯学習課長・指定職員</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>統括班 緊急対応復旧班</td> <td>上下水道局長 上下水道局総務課長・指定職員 下水道整備課長・指定職員 下水道施設課長・指定職員</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>消防本部部長 消防本部副部長（初動対策室副室長） 統括調整班 支援班 情報班 現場活動班</td> <td>消防次長 消防本部警備課長・指定職員 消防本部総務課長・指定職員 消防本部予防課長・指定職員 消防本部消防署長・指定職員</td> </tr> <tr> <td>再建支援部</td> <td>再建支援部部長 統括班 被災調査班 被災証明発行班 生活再建班</td> <td>企画課長・指定職員 ※2 固定資産課長・指定職員 ※2 市民税課長・指定職員 ※2 福祉政策課長・指定職員 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 指定職員については、各課の事務分掌による災害応急対策の実施に必要な要員を確保する。 レベル1 ※1 産業政策課指定職員は、清潔注意報・高潮注意報発表時に参集する。 レベル1 ※2 教育総務課・生涯学習課指定職員は、避難所開設時に参集する。（本部事務局より指示あり） レベル2 ※1 対策職員は、本部事務局から参集命令があった場合にのみ参集するものとする。 レベル2 ※2 福祉救護部・がれきし尿処理対策班及び再建支援部については、被災した場所以に参集（本部より指示あり） ※下水道施設課・消防本部（警備課・予防課・消防署）職員は所属部所において災害対応にあたる。</p>	体制	部署	職名	参集職員	レベル1 事前準備体制 (事前準備室)	本部事務局	本部統括班 広報班	危機管理課指定職員 広報広聴課指定職員	生活基盤部	土木施設班	農林水産課指定職員 産業政策課指定職員 ※1 建設管理課指定職員 高梁專業・道路整備課指定職員 水とみどり課指定職員	避難支援・学校部	統括班 避難所班	教育総務課指定職員 ※2 生涯学習課指定職員 ※2	上下水道部	緊急対応復旧班	下水道整備課指定職員 下水道施設課指定職員	消防本部	統括調整班 支援班 情報班 情報班 現場活動班	消防本部警備課指定職員 消防本部総務課指定職員 消防本部予防課指定職員 消防本部消防署指定職員	初動対応	本部事務局	主幹本部員（初動対策室） 本部事務局長 本部統括班 広報班 庶務班	危機管理監 総務部長 ※1 危機管理課長・指定職員 IT推進課長・指定職員 ※1 広報広聴課長・指定職員 ※1 財政課長・指定職員 ※1 総務管理課長・指定職員 ※1 人事課長・指定職員 ※1	食料物安部	食料物安部部長 統括班 調理・供給班	市民環境部長 ※1 自治振興課長・指定職員 ※1 市民課長・指定職員 ※1	福祉救護部	福祉救護部部長 統括班 避難行動要支援者支援班 がれき・し尿処理対策班	福祉部長/保健部長 ※1 福祉政策課長・指定職員 ※1 介護保険課長・指定職員 ※1 環境課長・指定職員 ※2	生活基盤部	生活基盤部部長 統括班 土木施設班	建設部長 / 魅力創造部長 都市計画課長・指定職員 農林水産課長・指定職員 産業政策課長・指定職員 ※1 建設管理課長・指定職員 高梁專業・道路整備課長・指定職員	避難支援・学校部	建築物対策班 避難支援・学校部部長 統括班 避難所班	水とみどり課長・指定職員 建設指導課長・指定職員 教育総務課長・指定職員 生涯学習課長・指定職員	上下水道部	統括班 緊急対応復旧班	上下水道局長 上下水道局総務課長・指定職員 下水道整備課長・指定職員 下水道施設課長・指定職員	消防本部	消防本部部長 消防本部副部長（初動対策室副室長） 統括調整班 支援班 情報班 現場活動班	消防次長 消防本部警備課長・指定職員 消防本部総務課長・指定職員 消防本部予防課長・指定職員 消防本部消防署長・指定職員	再建支援部	再建支援部部長 統括班 被災調査班 被災証明発行班 生活再建班	企画課長・指定職員 ※2 固定資産課長・指定職員 ※2 市民税課長・指定職員 ※2 福祉政策課長・指定職員 ※2	<p>表1-2 配備体制及び職員動員基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>部署</th> <th>職名</th> <th>参集職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">レベル1 事前準備体制 (事前準備室)</td> <td>本部事務局</td> <td>本部統括班 広報班 土木施設班</td> <td>危機管理課指定職員 広報広聴課指定職員 農林水産課指定職員 産業政策課指定職員 ※1 建設管理課指定職員 道路整備課指定職員 水とみどり課指定職員</td> </tr> <tr> <td>避難支援・学校部</td> <td>避難所班</td> <td>生涯学習課指定職員 ※2 生涯学習課指定職員 ※2 図書課指定職員 ※2</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>緊急対応復旧班</td> <td>下水道整備課指定職員 下水道施設課指定職員</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>統括調整班 支援班 情報班 情報班 現場活動班</td> <td>消防本部警備課指定職員 消防本部総務課指定職員 消防本部予防課指定職員 消防本部消防署指定職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">初動対応</td> <td>本部事務局</td> <td>主幹本部員（初動対策室） 本部事務局長 本部統括班 広報班 庶務班</td> <td>危機管理監 総務部長 ※1 危機管理課長・指定職員 IT推進課長・指定職員 ※1 広報広聴課長・指定職員 ※1 財政課長・指定職員 ※1 総務管理課長・指定職員 ※1 人事課長・指定職員 ※1</td> </tr> <tr> <td>食料物安部</td> <td>食料物安部部長 統括班 調理供給班</td> <td>市民環境部長 ※1 自治振興課長・指定職員 ※1 市民課長・指定職員 ※1</td> </tr> <tr> <td>福祉救護部</td> <td>福祉救護部部長 統括班 避難行動要支援者支援班 がれき・し尿処理対策班</td> <td>福祉部長/保健部長 ※1 福祉政策課長・指定職員 ※1 介護保険課長・指定職員 ※1 環境課長・指定職員 ※2</td> </tr> <tr> <td>生活基盤部</td> <td>生活基盤部部長 統括班 土木施設班</td> <td>建設部長 / 魅力創造部長 都市計画課長・指定職員 農林水産課長・指定職員 産業政策課長・指定職員 ※1 建設管理課長・指定職員 高梁專業・道路整備課長・指定職員</td> </tr> <tr> <td>避難支援・学校部</td> <td>建築物対策班 避難支援・学校部部長 統括班 避難所班</td> <td>教育総務課長・指定職員 生涯学習課長・指定職員 図書課長・指定職員</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>統括班 緊急対応復旧班</td> <td>上下水道局長 上下水道局総務課長・指定職員 下水道整備課長・指定職員 下水道施設課長・指定職員</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>消防本部部長 消防本部副部長（初動対策室副室長） 統括調整班 支援班 情報班 現場活動班</td> <td>消防次長 消防本部警備課長・指定職員 消防本部総務課長・指定職員 消防本部予防課長・指定職員 消防本部消防署長・指定職員</td> </tr> <tr> <td>再建支援部</td> <td>再建支援部部長 統括班 被災調査班 被災証明発行班 生活再建班</td> <td>企画課長・指定職員 ※2 固定資産課長・指定職員 ※2 市民税課長・指定職員 ※2 福祉政策課長・指定職員 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 指定職員については、各課の事務分掌による災害応急対策の実施に必要な要員を確保する。 レベル1 ※1 産業政策課指定職員は、清潔注意報・高潮注意報発表時に参集する。 レベル1 ※2 生涯学習課・図書課指定職員は、避難所開設時に参集する。（本部事務局より指示あり） レベル2 ※1 対策職員は、本部事務局から参集命令があった場合にのみ参集するものとする。 レベル2 ※2 福祉救護部・がれきし尿処理対策班及び再建支援部については、被災した場所以に参集（本部より指示あり） ※下水道施設課・消防本部（警備課・予防課・消防署）職員は所属部所において災害対応にあたる。</p>	体制	部署	職名	参集職員	レベル1 事前準備体制 (事前準備室)	本部事務局	本部統括班 広報班 土木施設班	危機管理課指定職員 広報広聴課指定職員 農林水産課指定職員 産業政策課指定職員 ※1 建設管理課指定職員 道路整備課指定職員 水とみどり課指定職員	避難支援・学校部	避難所班	生涯学習課指定職員 ※2 生涯学習課指定職員 ※2 図書課指定職員 ※2	上下水道部	緊急対応復旧班	下水道整備課指定職員 下水道施設課指定職員	消防本部	統括調整班 支援班 情報班 情報班 現場活動班	消防本部警備課指定職員 消防本部総務課指定職員 消防本部予防課指定職員 消防本部消防署指定職員	初動対応	本部事務局	主幹本部員（初動対策室） 本部事務局長 本部統括班 広報班 庶務班	危機管理監 総務部長 ※1 危機管理課長・指定職員 IT推進課長・指定職員 ※1 広報広聴課長・指定職員 ※1 財政課長・指定職員 ※1 総務管理課長・指定職員 ※1 人事課長・指定職員 ※1	食料物安部	食料物安部部長 統括班 調理供給班	市民環境部長 ※1 自治振興課長・指定職員 ※1 市民課長・指定職員 ※1	福祉救護部	福祉救護部部長 統括班 避難行動要支援者支援班 がれき・し尿処理対策班	福祉部長/保健部長 ※1 福祉政策課長・指定職員 ※1 介護保険課長・指定職員 ※1 環境課長・指定職員 ※2	生活基盤部	生活基盤部部長 統括班 土木施設班	建設部長 / 魅力創造部長 都市計画課長・指定職員 農林水産課長・指定職員 産業政策課長・指定職員 ※1 建設管理課長・指定職員 高梁專業・道路整備課長・指定職員	避難支援・学校部	建築物対策班 避難支援・学校部部長 統括班 避難所班	教育総務課長・指定職員 生涯学習課長・指定職員 図書課長・指定職員	上下水道部	統括班 緊急対応復旧班	上下水道局長 上下水道局総務課長・指定職員 下水道整備課長・指定職員 下水道施設課長・指定職員	消防本部	消防本部部長 消防本部副部長（初動対策室副室長） 統括調整班 支援班 情報班 現場活動班	消防次長 消防本部警備課長・指定職員 消防本部総務課長・指定職員 消防本部予防課長・指定職員 消防本部消防署長・指定職員	再建支援部	再建支援部部長 統括班 被災調査班 被災証明発行班 生活再建班	企画課長・指定職員 ※2 固定資産課長・指定職員 ※2 市民税課長・指定職員 ※2 福祉政策課長・指定職員 ※2	<p>【本市独自】</p>
体制	部署	職名	参集職員																																																																																							
レベル1 事前準備体制 (事前準備室)	本部事務局	本部統括班 広報班	危機管理課指定職員 広報広聴課指定職員																																																																																							
	生活基盤部	土木施設班	農林水産課指定職員 産業政策課指定職員 ※1 建設管理課指定職員 高梁專業・道路整備課指定職員 水とみどり課指定職員																																																																																							
	避難支援・学校部	統括班 避難所班	教育総務課指定職員 ※2 生涯学習課指定職員 ※2																																																																																							
	上下水道部	緊急対応復旧班	下水道整備課指定職員 下水道施設課指定職員																																																																																							
	消防本部	統括調整班 支援班 情報班 情報班 現場活動班	消防本部警備課指定職員 消防本部総務課指定職員 消防本部予防課指定職員 消防本部消防署指定職員																																																																																							
	初動対応	本部事務局	主幹本部員（初動対策室） 本部事務局長 本部統括班 広報班 庶務班	危機管理監 総務部長 ※1 危機管理課長・指定職員 IT推進課長・指定職員 ※1 広報広聴課長・指定職員 ※1 財政課長・指定職員 ※1 総務管理課長・指定職員 ※1 人事課長・指定職員 ※1																																																																																						
		食料物安部	食料物安部部長 統括班 調理・供給班	市民環境部長 ※1 自治振興課長・指定職員 ※1 市民課長・指定職員 ※1																																																																																						
		福祉救護部	福祉救護部部長 統括班 避難行動要支援者支援班 がれき・し尿処理対策班	福祉部長/保健部長 ※1 福祉政策課長・指定職員 ※1 介護保険課長・指定職員 ※1 環境課長・指定職員 ※2																																																																																						
		生活基盤部	生活基盤部部長 統括班 土木施設班	建設部長 / 魅力創造部長 都市計画課長・指定職員 農林水産課長・指定職員 産業政策課長・指定職員 ※1 建設管理課長・指定職員 高梁專業・道路整備課長・指定職員																																																																																						
		避難支援・学校部	建築物対策班 避難支援・学校部部長 統括班 避難所班	水とみどり課長・指定職員 建設指導課長・指定職員 教育総務課長・指定職員 生涯学習課長・指定職員																																																																																						
上下水道部		統括班 緊急対応復旧班	上下水道局長 上下水道局総務課長・指定職員 下水道整備課長・指定職員 下水道施設課長・指定職員																																																																																							
消防本部		消防本部部長 消防本部副部長（初動対策室副室長） 統括調整班 支援班 情報班 現場活動班	消防次長 消防本部警備課長・指定職員 消防本部総務課長・指定職員 消防本部予防課長・指定職員 消防本部消防署長・指定職員																																																																																							
再建支援部		再建支援部部長 統括班 被災調査班 被災証明発行班 生活再建班	企画課長・指定職員 ※2 固定資産課長・指定職員 ※2 市民税課長・指定職員 ※2 福祉政策課長・指定職員 ※2																																																																																							
体制		部署	職名	参集職員																																																																																						
レベル1 事前準備体制 (事前準備室)		本部事務局	本部統括班 広報班 土木施設班	危機管理課指定職員 広報広聴課指定職員 農林水産課指定職員 産業政策課指定職員 ※1 建設管理課指定職員 道路整備課指定職員 水とみどり課指定職員																																																																																						
	避難支援・学校部	避難所班	生涯学習課指定職員 ※2 生涯学習課指定職員 ※2 図書課指定職員 ※2																																																																																							
	上下水道部	緊急対応復旧班	下水道整備課指定職員 下水道施設課指定職員																																																																																							
	消防本部	統括調整班 支援班 情報班 情報班 現場活動班	消防本部警備課指定職員 消防本部総務課指定職員 消防本部予防課指定職員 消防本部消防署指定職員																																																																																							
	初動対応	本部事務局	主幹本部員（初動対策室） 本部事務局長 本部統括班 広報班 庶務班	危機管理監 総務部長 ※1 危機管理課長・指定職員 IT推進課長・指定職員 ※1 広報広聴課長・指定職員 ※1 財政課長・指定職員 ※1 総務管理課長・指定職員 ※1 人事課長・指定職員 ※1																																																																																						
		食料物安部	食料物安部部長 統括班 調理供給班	市民環境部長 ※1 自治振興課長・指定職員 ※1 市民課長・指定職員 ※1																																																																																						
		福祉救護部	福祉救護部部長 統括班 避難行動要支援者支援班 がれき・し尿処理対策班	福祉部長/保健部長 ※1 福祉政策課長・指定職員 ※1 介護保険課長・指定職員 ※1 環境課長・指定職員 ※2																																																																																						
		生活基盤部	生活基盤部部長 統括班 土木施設班	建設部長 / 魅力創造部長 都市計画課長・指定職員 農林水産課長・指定職員 産業政策課長・指定職員 ※1 建設管理課長・指定職員 高梁專業・道路整備課長・指定職員																																																																																						
		避難支援・学校部	建築物対策班 避難支援・学校部部長 統括班 避難所班	教育総務課長・指定職員 生涯学習課長・指定職員 図書課長・指定職員																																																																																						
		上下水道部	統括班 緊急対応復旧班	上下水道局長 上下水道局総務課長・指定職員 下水道整備課長・指定職員 下水道施設課長・指定職員																																																																																						
消防本部		消防本部部長 消防本部副部長（初動対策室副室長） 統括調整班 支援班 情報班 現場活動班	消防次長 消防本部警備課長・指定職員 消防本部総務課長・指定職員 消防本部予防課長・指定職員 消防本部消防署長・指定職員																																																																																							
再建支援部		再建支援部部長 統括班 被災調査班 被災証明発行班 生活再建班	企画課長・指定職員 ※2 固定資産課長・指定職員 ※2 市民税課長・指定職員 ※2 福祉政策課長・指定職員 ※2																																																																																							

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第1章 第3節 2. P 74	<p>第3編 災害応急対策編 第1章 活動体制の確立 第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①気象警報・注意報等の伝達 （略）</p> <p>特に、台風による大雨など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、<u>住民</u>に対して分かりやすく適切に状況を伝達する_____。</p>	<p>第3編 災害応急対策編 第1章 活動体制の確立 第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①気象警報・注意報等の伝達 （略）</p> <p>特に、台風による大雨など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、<u>市民</u>に対して分かりやすく適切に状況を伝達する<u>とともに、管理する道路について、降雨状況等から通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表する。また、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び気象台と情報共有・連携を密にし、市民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。</u></p>	<p>【府計画 P177】（災害応急 第2章 第1節） 第1節 警戒期の情報伝達 第5 住民への周知 （略）</p> <p>5 市町村は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。 また、大阪府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。</p> <p>6 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。</p>

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第1章 第3節 2. P 75	②被害情報の収集伝達 （略） 特に、 <u>行方</u> 不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で <u>行方</u> 不明となった者について、府、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。	②被害情報の収集伝達 （略） 特に、 <u>安否</u> 不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で <u>安否</u> 不明となった者について、府、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。 <u>なお、市は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、府等と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みができるよう、把握している人的被害の数を府に連絡する。</u>	【府計画 P197】（災害応急 第2章 第4節） 2 災害情報の収集伝達 （略）また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながるため府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。 【府計画 P198】（災害応急 第2章 第4節） 第3 市町村における情報収集伝達 災害発生後、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第1章 第6節 2. P 79	第6節 広域的応援体制 2. 業務内容 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	第6節 広域的応援体制 2. 業務内容 <u>⑤関係機関の連絡調整</u> <u>内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。</u> <u>市は、内閣府から招集があった際には連絡会議に参加し、自らの対応状況や被災地の状況等の情報を共有する。</u>	【府計画 P158】（災害応急 第1章 第3節） 第7 関係機関の連絡調整 内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。
第3編 第2章 第5節 2. P 86	第2章 初動期活動 第5節 物資調達・輸送管理 2. 業務内容 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> ①物資調達 ②輸送管理	第2章 初動期活動 第5節 物資調達・輸送管理 2. 業務内容 <u>①物資等の事前状況確認</u> <u>大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u> ②物資調達 ③輸送管理	【府計画 P187】（災害応急 第2章 第2節） 第9 物資等の事前状況確認 大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第2章 第6節 2. P 87	<p>第6節 交通輸送対策</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①道路の応急復旧等</p> <p>災害等により道路施設に被害が発生したとき、道路管理者は、交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に応急措置を講ずる。</p> <p>道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、復旧計画による優先順位に基づく緊急交通路から、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、橋りょう等、復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。</p>	<p>第6節 交通輸送対策</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①道路の応急復旧等</p> <p>災害等により道路施設に被害が発生したとき、道路管理者は、交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に応急措置を講ずる。</p> <p>道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、復旧計画による優先順位に基づく緊急交通路から、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、橋りょう等、復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。</p> <p><u>また、復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行うとともに、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。</u></p>	<p>【府計画 P233】（災害応急 第5章 第2節）</p> <p>第2 交通の機能確保</p> <p>2 各施設管理者における復旧</p> <p>(2) 道路施設</p> <p>ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。</p> <p>イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。</p> <p>ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。</p>
第3編 第2章 第6節 2. P 87-88	<p>③緊急輸送のための交通の確保</p> <p>（略）</p>	<p>③緊急輸送のための交通の確保</p> <p>（略）</p> <p><u>鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放*する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。</u></p> <p><u>※優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」をいう。</u></p>	<p>【府計画 P228】（災害応急 第5章 第1節）</p> <p>第1 陸上輸送</p> <p>(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応</p> <p>鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。</p> <p>(注)優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
			踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。
<p>第3編 第2章 第7節 2. P 89</p>	<p>第7節 応急避難 2. 業務内容 ①避難情報の発令・伝達 市は、市民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため「岸和田市避難情報の判断・伝達マニュアル」の発令基準に基づき、市民に対して避難指示等を発令する。 避難指示等の発令に際しては_____、市民が自らの判断で積極的な避難行動をとることができるよう、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p>	<p>第7節 応急避難 2. 業務内容 ①避難情報の発令・伝達 市は、市民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため「岸和田市避難情報の判断・伝達マニュアル」の発令基準に基づき、市民に対して避難指示等を発令する。 避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。また、市民が自らの判断で積極的な避難行動をとることができるよう、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p>	<p>【府計画 P214】（災害応急 第4章 第1節） 第1節 避難誘導 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p>

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第2章 第7節 2. P 89-90	<p><高齢者等避難></p> <p><u>知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者</u>は、河川<u>及びため池</u>で<u>警戒水位</u>に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20m/sに達する等洪水又は高潮等により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難を<u>指示</u>する。</p> <p>（略）</p>	<p><高齢者等避難></p> <p><u>市長</u>は、河川_____で<u>避難判断水位</u>に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20m/sに達する等洪水又は高潮等により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難を<u>発令・伝達</u>する。</p> <p>（略）</p>	<p>【府計画 P217】（災害応急 第4章 第1節）</p> <p>第2 洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の指示</p> <p>1 市町村長は、河川で避難判断水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20m/sに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難を発令・伝達する。</p>
第3編 第2章 第7節 2. P 90	<p><避難情報の伝達></p> <p>避難情報は、岸和田警察署、対象地区の町会、要援護施設等に連絡するとともに、報道機関への情報提供を行い、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等、各種広報手段を活用して市民に伝達する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><避難情報の伝達></p> <p>避難情報は、岸和田警察署、対象地区の町会、要援護施設等に連絡するとともに、報道機関への情報提供を行い、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等、各種広報手段を活用して市民に伝達する。</p> <p><u>また、市、府及び事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</u></p>	<p>【府計画 P217】（災害応急 第4章 第1節）</p> <p>第3 住民への周知</p> <p>市町村長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。</p> <p>また、府及び市町村、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所																								
第3編 第2章 第7節 2. P 90-91	(追加)	<p style="text-align: center;">■避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">警戒レベル</th> <th style="width: 40%;">居住者等とるべき行動</th> <th style="width: 20%;">行動を居住者等に促す情報</th> <th style="width: 30%;">居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報 (気象庁が発表)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル2</td> <td>自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</td> <td>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル3</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td> <td>高齢者等避難 (市長が発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル4</td> <td>危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td> <td>避難指示 (市長が発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・府が提供する土砂災害危険度情報（危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル5</td> <td>命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> <td>緊急安全確保 (市長が発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害））※1 ・（大雨特別警報（土砂災害））※1 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・高潮氾濫発生情報 </td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	居住者等とるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)		警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意） 	警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 	警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・府が提供する土砂災害危険度情報（危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報 	警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害））※1 ・（大雨特別警報（土砂災害））※1 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・高潮氾濫発生情報 	<p>【府計画 P214-215】（災害応急 第4章 第1節）</p> <p>第1節 避難誘導</p> <p>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>1 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）</p> <p>（表：略）</p>
警戒レベル	居住者等とるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）																								
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)																									
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意） 																								
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 																								
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・府が提供する土砂災害危険度情報（危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報 																								
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害））※1 ・（大雨特別警報（土砂災害））※1 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・高潮氾濫発生情報 																								

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
		<p><u>注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。</u></p> <p><u>注2 市長は、居住者に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。</u></p> <p><u>注3 市長が発令する避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。</u></p> <p><u>注4 緊急安全確保は、令和3年災害対策基本法改正により、警戒レベル5が災害発生を確認した状況だけでなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。</u></p> <p><u>注5 気象庁は令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。</u></p>	

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第2章 第7節 2. P 92	②避難誘導 避難は集団自主避難を基本とし、避難誘導は、「岸和田市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に定める基準等に基づき、岸和田警察署、対象地区の町会等に協力を求めて実施する。また避難行動要支援者に配慮し、集団自主避難のほか、町会等の住民組織や関係機関等の協力を求めて、「避難行動要支援者名簿」等に基づき迅速かつ的確に安否確認し、極力優先避難させるものとして支援する。	②避難誘導 避難は集団自主避難を基本とし、避難誘導は、「岸和田市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に定める基準等に基づき、岸和田警察署、対象地区の町会等に協力を求めて実施する。また、 <u>避難行動要支援者に配慮し、集団自主避難のほか、町会等の住民組織や関係機関等の協力を求めて、「避難行動要支援者名簿」等に基づき迅速かつ的確に安否確認し、極力優先避難させるものとして支援する。</u> <u>なお、避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。</u>	【府計画 P217】（災害応急 第4章 第1節） 第4 避難者の誘導等 1 市町村 避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。 住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。
第3編 第2章 第7節 2. P 92	③指定避難所の開設 避難 <u>收容</u> が必要と判断した場合は、施設の安全性を確認した上で指定避難所を指定し、 <u>全市民に対して周知に努める</u> とともに、速やかに指定避難所を管理する責任者を派遣し、指定避難所を開設する。	③指定避難所の開設 <u>災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</u> 避難 <u>_____</u> が必要と判断した場合は、施設の安全性を確認した上で指定避難所を指定し、 <u>_____周知する_____</u> とともに、速やかに指定避難所を管理する責任者を派遣し、指定避難所を開設する。	【府計画 P220】（災害応急 第4章 第2節） 第1 指定避難所の開設 1 市町村 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とするができる。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第2章 第7節 2. P 92	<p>_____指定避難所の<u>収容</u>能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等<u>の</u>関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。</p> <p>指定避難所の開設にあたっては、指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の<u>把握に努め、</u></p> <p>_____府への報告を行う。</p> <p>_____また、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等（要配慮者）についてその居場所等の情報把握に努めるとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定し、また同種の施設やホテル等の民間施設を指定避難所として利用できるよう<u>検討を行う。</u></p> <p>_____（略）</p> <p>④広域避難場所等の開放</p> <p>建物火災、津波等により、指定避難所への災害危険性があるときは、広域避難場所等を開設し、避難した市民を受け<u>い</u>れる。</p>	<p><u>また、</u>指定避難所の<u>受入れ</u>能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、<u>関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。</u></p> <p>指定避難所の開設にあたっては、指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の<u>把握するとともに、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に</u> 報告する。<u>併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u>また、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等（要配慮者）についてその居場所等の情報把握に努めるとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定し、また同種の施設やホテル等の民間施設を指定避難所として利用できるよう<u>努める</u>。</p> <p>_____。 <u>なお、</u>（略）</p> <p>④広域避難場所等の開放</p> <p>建物火災、津波等により、指定避難所への災害危険性があるときは、広域避難場所等を開設し、避難した市民を受け<u>入</u>れる。</p>	<p>また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。</p> <p>市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第2章 第7節 2. P 93	<p>⑥警戒区域の設定</p>	<p><u>⑥広域避難</u></p> <p><u>災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p><u>また、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。</u></p> <p>⑦警戒区域の設定</p>	<p>【府計画 P218】（災害応急 第4章 第1節）</p> <p>第5 広域避難</p> <p>1 府内市町村間の広域避難の協議等</p> <p>市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>2 都道府県外の広域避難の協議等</p> <p>市町村は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第2章 第8節 2. P 94	<p>第8節 二次災害の防止</p> <p>2. 業務内容</p> <p>③民間建築物等 （略）</p> <p>応急危険度判定に際しては、民間の保険損害調査などとの目的や必要性の違い、実施時期の違い等について、被災者に説明するよう努める。</p> <p>また、建築物等への被害による有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第8節 二次災害の防止</p> <p>2. 業務内容</p> <p>③民間建築物等 （略）</p> <p>応急危険度判定に際しては、民間の保険損害調査などとの目的や必要性の違い、実施時期の違い等について、被災者に説明するよう努める。</p> <p>また、建築物等への被害による有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとし_____、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p><u>さらに、平常時から災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。</u></p>	<p>【府計画 P237】（災害応急 第6章 第2節）</p> <p>第2節 民間建築物等応急対策</p> <p>第1 民間建築物等 （略）</p> <p>2 空き家等の対策</p> <p>市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第3章 第1節 2. P 98	<p>第1節 災害救助法の適用</p> <p>2. 業務内容</p> <p>②災害救助法の適用</p> <p>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用は、災害による市域の被害により、知事が適用する。</p>	<p>第1節 災害救助法の適用</p> <p>2. 業務内容</p> <p>②災害救助法の適用</p> <p>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用は、災害による市域の被害により、知事が適用する。</p> <p><u>また、知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。なお、災害が発生するおそれがある段階での救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</u></p>	<p>【府計画 P248】（災害応急 第7章 第3節）</p> <p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>第1 法の適用</p> <p>知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。</p> <p>併せて、知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。</p> <p>第2 救助の内容</p> <p>1 救助の内容</p> <p>災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</p>

<p>第3編 第3章 第2節 2. P 99</p>	<p>第3章 応急対策活動 第2節 被災者の生活支援 2. 業務内容 ①指定避難所の運営 指定避難所については、施設管理者の協力を得て、住民組織の自主的な活動により行うことを基本とし、<u>_____</u>避難行動要支援者への配慮や相談窓口の設置等を踏まえた避難所運営マニュアルに基づき、円滑な管理・運営を進め、地域全体の情報、物資等の配給拠点とする。 <u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、避難者の健康状態、ごみ処理状況等、指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずる。また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、多様な視点に立って配慮するものとする。とりわけ女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理を進める。</u> <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有する。</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p>	<p>第3章 応急対策活動 第2節 被災者の生活支援 2. 業務内容 ①指定避難所の運営 指定避難所については、施設管理者の協力を得て、住民組織の自主的な活動により行うことを基本とし、<u>次の事項に留意のうえ</u>、避難行動要支援者への配慮や相談窓口の設置等を踏まえた避難所運営マニュアルに基づき、円滑な管理・運営を進め、地域全体の情報、物資等の配給拠点とする。 <u>・指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告</u> <u>・混乱防止のための避難者心得の掲示</u> <u>・応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</u> <u>・生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</u> <u>・食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</u> <u>・避難行動要支援者への配慮</u> <u>・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</u> <u>・多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</u> <u>・相談窓口の設置（女性相談員の配置）</u></p>	<p>【府計画 P221-222】（災害応急 第4章 第2節） ※指定避難所の管理、運営の留意点が多くなったため、府計画同様、箇条書きに変更 第2 指定避難所の管理、運営 2 指定避難所の管理、運営の留意点 市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。 (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告 (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示 (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示 (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握 (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保 (6) 避難行動要支援者への配慮 (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施 (8) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮 (9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）</p>
--	---	---	--

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第3章 第2節 2. P 99-100		<p><u>・高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮</u></p> <p><u>・指定避難所運営組織への女性の参加</u></p> <p><u>・男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</u></p> <p><u>・女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</u></p> <p><u>・女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>・避難者の住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れること</u></p> <p><u>・家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会のほか、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</u></p> <p><u>・指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</u></p>	<p>(10) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮</p> <p>(11) 指定避難所運営組織への女性の参加</p> <p>(12) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>(13) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</p> <p>(14) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(15) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること</p> <p>(16) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</p> <p>(17) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第3章 第2節 2. P 100		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む。）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること</u> ・ <u>各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと</u> ・ <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議のうえ、共有する。</u> 	(18) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること (19) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと (20) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第3章 第2節 2. P 100	<p>②緊急物資の確保と配分</p> <p><u>災害による家屋の倒壊、焼失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民、指定避難所等の避難者、自宅やテント等で生活する避難者等に対して、必要な物資の供給を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>②緊急物資の確保と配分</p> <p><u>被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。また、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、府又は国に対して物資の調達を要請する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>【府計画 P249】（災害応急 第7章 第4節）</p> <p>第4節 緊急物資の供給</p> <p>府及び市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、市町村は、府に要請することもできる。また、府は、被災市町村において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待つとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第3章 第3節 1. P 102	<p>第3節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>市は、家屋・住家の被害状況を把握し、<u>応急仮設住宅の供給、被災住宅の応急修理等を行う。</u></p>	<p>第3節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>市は、家屋・住家の被害状況を把握のうえ、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</u></p>	<p>【府計画 P252】（災害応急 第7章 第5節）</p> <p>第5節 住宅の応急確保</p> <p>府及び市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第3章 第3節 2. P 102	<p>2. 業務内容</p> <p>②住宅の確保</p> <p>市及び府は、被災者の住宅を確保するため、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、<u>建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）</u>を供与する。</p> <p>比較的規模の小さい災害や、<u>建設型仮設住宅</u>の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、<u>民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）</u>を積極的に活用する。</p> <p>また、<u>建設型仮設住宅</u>及び<u>借上型仮設住宅</u>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>②住宅の確保</p> <p>市及び府は、被災者の住宅を確保するため、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、<u>建設型応急住宅</u>を供与する。</p> <p>比較的規模の小さい災害や、<u>建設型応急住宅</u>の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、<u>賃貸型応急住宅</u>を積極的に活用する。</p> <p>また、<u>建設型応急住宅</u>及び<u>賃貸型応急住宅</u>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。</p>	<p>【府計画 P252-253】（災害応急 第7章 第5節）</p> <p>第3 応急仮設住宅の建設</p> <p>府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、被災市町村と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。</p> <p>（略）</p> <p>第4 応急仮設住宅の借上げ</p> <p>民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。</p>
第3編 第3章 第5節 2. P 106-107	<p>第5節 避難行動要支援者への支援</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> <p><避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握></p> <p>市は、発災時等においては、災害対策本部内に避難行動要支援者支援班を設置する。避難行動要支援者本人の同意の有無に<u>関わらず</u>、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、指定避難所における支援等を実施する。</p> <p>市は、社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉</p>	<p>第5節 避難行動要支援者への支援</p> <p>2. 業務内容</p> <p>①避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> <p><避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握></p> <p>市は、発災時等においては、災害対策本部内に避難行動要支援者支援班を設置する。避難行動要支援者本人の同意の有無に<u>かかわらず</u>、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、指定避難所における支援等を実施する。</p> <p>市は、社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉</p>	<p>【府計画 P223】（災害応急 第4章 第3節）</p> <p>第3節 避難行動要支援者への支援</p> <p>府及び市町村は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣し、支援する。</p> <p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> <p>1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</p> <p>(1) 安否確認・避難誘導</p>

岸和田市地域防災計画 修正案【新旧対照表】

資料3

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
	<p>関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。</p> <p>②被災した避難行動要支援者への支援活動（略）</p> <p>③広域支援体制の確立</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援等、介護職員等の福祉関係職員の派遣や他の地域の社会福祉施設等への入所の受け入れを要請する。</p>	<p>関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。</p> <p>②被災した避難行動要支援者への支援活動（略）</p> <p>③広域支援体制の確立</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援等、介護職員等の福祉関係職員の派遣や他の地域の社会福祉施設等への入所の受け入れを要請する。</p> <p><u>また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣を府に要請する。</u></p>	<p>市町村は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。また、府及び市町村は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修正案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第3章 第6節 2. P 108	<p>第6節 ボランティアの受け入れ</p> <p>2. 業務内容</p> <p>②ボランティアの受け入れ</p> <p>府域で大規模な災害が発生した場合に、被災地等において円滑にボランティアが活動できるように、活動環境の整備を図ることを目的とする府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</p> <hr/> <p>受け入れ体制や情報提供等の活動支援に関する取り組みを実施する。また、災害時に設けるボランティア受付窓口を開設する。</p> <p>大規模な災害が発生し、ボランティア活動による支援を要すると認めたときは、被災地等に設置する「災害ボランティアセンター」を開設して、活動に必要な場所、情報及び運営に必要な資機材を確保する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第6節 ボランティアの受け入れ</p> <p>2. 業務内容</p> <p>②ボランティアの受け入れ</p> <p>府域で大規模な災害が発生した場合に、被災地等において円滑にボランティアが活動できるように、活動環境の整備を図ることを目的とする府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することとし</u>、受け入れ体制や情報提供等の活動支援に関する取り組みを実施する。また、災害時に設けるボランティア受付窓口を開設する。</p> <p>大規模な災害が発生し、ボランティア活動による支援を要すると認めたときは、被災地等に設置する「災害ボランティアセンター」を開設して、活動に必要な場所、情報及び運営に必要な資機材を確保する。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。</u></p>	<p>【府計画 P256】（災害応急 第7章 第7節）</p> <p>第1 ボランティアの受け入れ</p> <p>府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p> <p>府及び市町村は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第3編 第3章 第8節 2. P 110	<p>第8節 廃棄物処理対策</p> <p>2. 業務内容</p> <p>③災害廃棄物等処理対策</p> <p>（略）</p> <p>災害廃棄物等処理については、市は協定に基づき府に協力を要請する。また府域での災害廃棄物等処理が困難である場合は、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対して応援を要請する。</p>	<p>第8節 廃棄物処理対策</p> <p>2. 業務内容</p> <p>③災害廃棄物等処理対策</p> <p>（略）</p> <p>災害廃棄物等処理については、市は協定に基づき府に協力を要請する。また府域での災害廃棄物等処理が困難である場合は、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対して応援を要請する。<u>なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p>	<p>【府計画 P266】（災害応急 第8章 第2節）</p> <p>第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理</p> <p>1 市町村</p> <p>(2) 処理活動</p> <p>（略）</p> <p>オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</p>
第4編 第1章 第1節 1. P 122	<p>第4編 災害復旧・復興対策編</p> <p>第1章 災害復旧計画の作成</p> <p>第1節 災害復旧事業の対象</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、被災施設の復旧とあわせ再度の災害発生の防止に努める。</p>	<p>第4編 災害復旧・復興対策編</p> <p>第1章 災害復旧計画の作成</p> <p>第1節 災害復旧事業の推進</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、被災施設の復旧とあわせ再度の災害発生の防止に努める。</p> <p><u>また、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対して技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u></p>	<p>【府計画 P332】（災害復旧・復興 第1章 第1節）</p> <p>第1節 復旧事業の推進</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。</p> <p>被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p>

市計画 改定箇所	現行計画（令和5年3月改訂）	修 正 案	府計画 該当（引用）箇所
第4編 第1章 第2節 2. P 123	第2節 事業実施に伴う府・国の財政援助等 2. 業務内容 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	第2節 事業実施に伴う府・国の財政援助等 2. 業務内容 <u>③国、府による復旧工事の代行</u> <u>市は、次の災害復旧等に関し、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、国又は府に対して権限代行制度による支援を要請する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・特定大規模災害等における権限代行制度 ・指定区間外の国道、府道又は市道の災害復旧 ・河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事 	【府計画 P333】（災害復旧・復興 第1章 第1節） 第5 特定大規模災害 府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村又は市町村長から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村又は市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市町村に対する支援を行う。 【府計画 P344-345】（災害復旧・復興 第1章 第5節） 第5節 ライフライン等の復旧 9 道路（近畿地方整備局、府、市町村） (1) 復旧計画 エ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
第4編 第2章 第2節 2. P 126	第2節 災害弔慰金等の支給 2. 業務内容 ④災害遺児見舞金 _____ （略）	第2節 災害弔慰金等の支給 2. 業務内容 ④災害遺児見舞金 <u>の支給</u> （略）	【本市独自】
第4編 第2章 第6節 2. P 130	第2章 被災者等の生活再建支援 第6節 住宅の確保 2. 業務内容 ⑤大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用 <u>申請</u> <u>建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の居住、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）の適用申請を行う。</u>	第2章 被災者等の生活再建支援 第6節 住宅の確保 2. 業務内容 ⑤大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用 <u>国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。</u>	【府計画 P337】（災害復旧・復興 第1章 第2節） 第6 住宅の確保等 5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用 国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。